

令和4年(行コ)第31号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国

証 拠 説 明 書

2022年(令和4年)6月14日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 古 本 晴 英



甲	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)	
37	新・情報公開法の逐条解説(第8版)(抜粋)	写し	2018.12.10	宇賀克也	いわゆる独立一体的情報論に対する有力な批判的考察が多数発表されていること
38	新版 行政法総論(上)(抜粋)	写し	2020.4.7	藤田宙靖	同上
39	行政法総論(抜粋)	写し	2013.11.11	藤田宙靖	同上
40	内閣官房報償費と情報公開(メディア判例百選第2版別冊ジュリスト241号)	写し	2018.12	藤原静雄	同上
41	交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方(季報情報公開1号)	写し	2001.6	藤原静雄	同上

甲	標目(原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)
42	情報公開法の10年～ 法制化と運用 第3回 (季報情報公開・個人 情報保護 46号)	写し	2012.9	塩野宏・秋山 幹男・藤井昭 夫・藤原静雄	同上
43	報告書	原本	2022.6.13	控訴人訴訟代 理人古本晴英	別件開示文書と本件開示文 書を対照させた結果。被控訴 人の主張するように別表各欄 を単位に不開示とすること が、法が開示を原則と定めて いることに照らすときわめて 不合理であること。